

意見書

平成 20 年 6 月 5 日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番 960-8655

住所 ふくしまけんふくしまししもあらこ
福島県福島市下荒子 8

氏名 かぶしきかいしゃらじおふくしま
株式会社ラジオ福島

代表取締役社長 はな ずみ しん いち
花角 慎一

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
26 頁	8行—20 行	<p>(2)放送対象地域</p> <p>現在、放送法では、「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」(第2条の2第2項第2号)を「放送対象地域」と定めており、同一の放送対象地域内において異なる番組を放送することは、基本的には想定されていない。</p> <p>この点、「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」については、それぞれ「全国で同一の放送番組」「各地方ブロック内で同一の放送番組」を前提として、「全国」、「地方ブロック」を放送対象地域とすることが考えられる。</p> <p>しかしながら、マルチメディア放送において、事業者の自由な事業展開を最大限尊重する観点からは、国民のニーズに適う場合には、「全国向け放送」に割り当てた周波数により、「全国で同一の放送番組」を放送しながら、あわせて「地方向けの放送番組」を放送することも想定される。</p> <p>このため、こうしたことを可能とするよう、必要な制度整備を行うことが考えられる。</p>	<p>「地方ブロック向け放送」についても「全国向け放送」と同様「地方ブロック向け放送」に割り当てた周波数により、「地方ブロックで同一の放送番組」を放送しながら、あわせて「県域向けの放送番組」を放送出来ることを想定してほしい。</p>